

平成 3 1 年 2 月 2 8 日

事業者の皆様

京 都 市 上 下 水 道 局
総 務 部 契 約 会 計 課

公共工事設計労務単価の改定及び「特例措置」等の実施について

当局では、平成 3 1 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」といいます。）が、国土交通省において決定されたことを受けて、公共工事設計労務単価を改定し、原則として平成 3 1 年 4 月 1 日までに新労務単価で積算した入札へと移行するとともに、改定前の公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」といいます。）で積算した工事等について、以下のとおり、「特例措置」及び「インフレスライド条項の適用」を行うこととしましたので、お知らせします。

1 「特例措置」の実施

平成 3 1 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事等のうち、旧労務単価で積算したものについて、請負者の請求に基づき、新単価（新労務単価、当初契約時点における材料単価及び機械損料等）での積算による請負代金額に変更する「特例措置」を実施します。

(1) 対象となる工事等

平成 3 1 年 3 月 1 日以降に契約を締結した工事及び工事に類する委託業務のうち、旧労務単価で予定価格を積算しているもの。ただし、協議の請求日時点で工期内のものに限りします。

(2) 協議の請求

協議の請求は、書面（様式 1）により行うこととし、平成 3 1 年 3 月 1 日から協議の請求の受付を開始します。

請求期限は、対象案件の契約締結の日から 3 0 日以内とします。

なお、工期終了後の協議の請求は受け付けられませんので、御注意ください。

(3) 協議の請求先

対象案件の担当課

(4) 請負代金額の変更

新単価（新労務単価、当初契約時点における材料単価及び機械損料等）での積算に基づく請負代金額に変更します。詳細は＜別 紙＞を参照してください。

(5) 適用している労務単価の判断方法

入札公告の日によって、次の単価を適用しています。

入札公告の日	適用単価
平成31年3月31日以前	旧労務単価
平成31年4月1日以降	新労務単価

これと異なる単価を適用している入札案件については、設計図書及び入札公告にその旨を明記します。

2 「インフレスライド条項の適用」

平成31年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、基準日から残工期が2箇月以上あるものについて、請負者の請求に基づき、賃金等の急激な変動に対処するための「インフレスライド条項」（工事請負契約約款第25条第6項）を適用し、新単価（新労務単価、基準日における材料単価及び機械損料等）での積算によって、一定額の増額変更を実施します。

(1) 対象となる工事

平成31年2月28日以前に契約を締結した工事。ただし、2(2)ウに定める残工期が、2(2)イに定める基準日から2箇月以上あるものに限りします。

(2) 請求日及び基準日等

請求日及び基準日等は、以下のとおりとします。

ア 請求日：スライド変更の可能性があるため、請負者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」といいます。）を請求した日とします。

イ 基準日：請求があった日から起算して、14日以内で発注者と請負者とは協議して定める日とし、請求日とすることを基本とします。

ウ 残工期：基準日以降の工事期間とします。

(3) スライド協議の請求

請負者からのスライド協議の請求は、書面（様式2）により行うこととし、平成31年3月1日から協議の請求の受付を開始します。請求期限は、次の賃金水準の変更がなされるまでとします。

(4) スライド協議の請求先

対象案件の担当課

(5) 請負代金額の変更

新単価（新労務単価、基準日における材料単価及び機械損料等）での積算に基づき、一定額の増額変更を実施します。詳細は＜別紙＞を参照してください。

3 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底について

新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険等へ加入するために必要な法定福利費相当額（本人負担分）が勘案されているほか、平成24年に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費相当額についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されています。

このため、元請事業者においては、下請事業者との間で、標準見積書の活用等による法定福利費を内訳明示した見積書の提出などによって、法定福利費相当額（事業主負担分及び本人負担分）を適切に含んだ額による下請契約を締結するとともに、新労務単価の上昇を踏まえた適切な水準の賃金の支払いをしていただくようお願いします。

4 その他

今回の新労務単価の上昇に関し、平成31年2月22日付けで、国土交通省から、建設業団体の長あてに、別添1「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」が、通知されておりますので、これについても適切に対応していただくようお願いします。

「特例措置」及び「インフレスライド条項」による請負代金額の変更について

「特例措置」による請負代金額の変更

変更後の請負代金額は、次の式により算定します。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次の額を表すものとします。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

「インフレスライド条項」による請負代金額の変更

(1) 請負代金額の変更

ア 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」といいます。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とします。（スライド額の算定に当たっては、消費税及び地方消費税の税率改正による増額分は考慮しません。）

イ 増額スライド額については、次の式により行います。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1 / 100)] \times (\text{消費税及び地方消費税の税率})$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとします。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負工事価格から基準日における出来形部分に相応する請負工事価格を控除した額（税抜き）

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額（税抜き）

ウ スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については、考慮するものではありません。

(2) 残工事量の算定

基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとします。

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

請負代金額の変更に当たっては、当該契約に従事する労働者に対し、社会保険料相当額の適切な支払を行うとともに、下請契約についても、社会保険料相当額を適切に含んだ額による契約を締結します。

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

国土入企第54号
平成31年2月22日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

技能労働者の確保・育成のためには、適切な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

国土交通省においては、これまでの6度にわたる公共工事設計労務単価の上昇（平成25年4月、平成26年2月、平成27年2月、平成28年2月、平成29年3月及び平成30年3月）に際し、その都度、建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成30年2月16日付け国土入企第27号等）を発出するとともに、国土交通大臣、副大臣又は大臣政務官から建設業団体4団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を直接要請してきたところです。

また、多くの建設業団体においても、技能労働者に対する適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議がなされる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んでいるところです。

さらに、公共工事発注機関においては、平成26年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）等の趣旨を踏まえ、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保・育成に配慮しつつ、発注関係事務の適切な実施に取り組んでいるところです。

本日、国土交通省が平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下

「新労務単価」という。)が決定・公表され、平成30年3月から適用されている公共工事設計労務単価(以下「旧労務単価」という。)と比べ、全国平均で3.3%、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)の平均では3.6%の上昇(全職種単価の単純平均の伸び率)となったところです。これにより、平成24年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で48.0%、被災3県の平均では64.0%の上昇(全職種単価の単純平均の伸び率)となります。

こうした中、技能労働者の賃金は平成29年までの5年間で約14%上昇しており、他産業と比較しても高い伸び率を示しているものの、製造業と比べ低い水準となっています。また、政府から経済界に対し、賃金の継続的な引上げに向けた取組が要請されているところです。

以上を踏まえ、貴団体におかれては、傘下の会員企業に対し、下記の措置を講じることにより、引き続き、適切な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図るよう、改めて周知をお願いします。

また、別添1を各都道府県及び各政令指定都市あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

記

1. 技能労働者への適切な水準の賃金の支払いについて

公共工事品質確保法においては、受注者の責務として、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めること(第8条第1項)、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること(第8条第2項)等が位置づけられている。

公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながるが、これを技能労働者の処遇改善にもつなげるため、元請業者においては、適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、再下請業者との適切な価格での契約の締結や、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請する等、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること。なお、平成29年度に国土交通省が実施した社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査(以下「実態調査」という。)によれば、高次の下請業者において、技能労働者の賃金が低い傾向となっており、また、賃金を引き上げたとの回答の割合も低くなっていることも踏まえ、元請業

者においては、下請契約の締結に際してこうした状況を考慮するとともに、下請業者においては、自ら雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

2. インフレスライド条項の適用等について

国土交通省直轄工事では、本日付の新労務単価の上昇を受け、別添2のとおり、

① 平成31年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

② 平成31年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）の記1.（1）及び2. から8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用する

こと等とし、地方公共団体に対しては、別添1の記2. のとおり、適切な運用を要請したところである。

これらの取扱いにより請負代金額が変更された場合は、1. の趣旨にのっとり、元請業者と下請業者の間に既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者の賃金水準の引き上げ等について適切に対応すること。

3. 法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導について

新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険等に参加するために必要な社会保険料の本人負担分が勘案されているほか、国土交通省直轄工事においては、平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。また、地方公共団体に対しては、別添1の記3. のとおり、適切な措置を要請したところである。

これらを踏まえ、元請業者においては、受注時における適正な法定福利費等（社会保険料の事業主負担分及び本人負担分）の確保に努めること。また、平成29年度に国土交通省が実施した実態調査によると、高次の下請業者ほど十分に法定

福利費を受け取れていない工事の割合が多い傾向が見られたことを踏まえ、必要な法定福利費が確実に確保されるよう、下請業者に対し、見積条件に明示すること等により、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促すこと。さらに、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負金額に反映すること。

加えて、平成29年7月に建設工事標準請負契約約款を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示するものとする規定を新設したことを踏まえ、公共発注者及び民間発注者の請負契約約款の改正に的確に対応するとともに、建設工事標準下請契約約款を速やかに採用する等、建設工事標準請負契約約款の実施について適切に対応すること。

また、下請業者においては、注文者（元請業者又は直近上位の下請業者）に対し、標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請業者に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重すること。併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険に加入させること。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。平成26年9月30日最終変更。）においては、「法令に違反して社会保険に加入していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を講ずるものとする」ことや、「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする」こととされており、公共工事発注機関にこれらの措置を講ずるよう要請している。

4. 若年入職者の積極的な確保について

若年労働者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて成長していくといった健全な循環を形成することができるよう、新労働単価の上昇を若年労働者の賃金引き上げと社会保険への加入につなげ、処遇改善を一層進めることによって、若年入職者の確保を更に積極的に推進すること。

5. ダンピング受注の取り止めについて

ダンピング受注は下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準低下等につながりやすく、担い手の確保・育成を困難とするものであることから、適正な金額による契約締結を徹底し、ダンピング受注を取り止めること。

また、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定されているとおり、建設工事の注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて趣旨を徹底すること。

6. 適正な工期設定に伴う必要経費の確保について

工期の設定に当たっては、昨年7月に改訂された「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、不当に短い工期となることのないよう、適正な工期での請負契約を締結することに努めるとともに、適正な工期設定に伴い、労務費（社会保険の保険料の本人負担分を含む賃金）は勿論のこと、社会保険の法定福利費（社会保険の保険料の事業主負担分）、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないように、法定福利費等を見積書や請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結すること。また、下請契約においても、これらの必要経費を含んだ適正な請負代金による下請契約を締結すること。

以上